

自明治三十四年
至今三十八年
令訓

秘書係

第一種



(正)

群 1
2143

1464
冊の内

明治 34 ~ 38 年
令訓

群 1
2143



訓第八十七号

北緯三十七度九分三十秒東經
 百三十一度五十五分隱岐島
 距凡西北八十五里
 伊竹島小稱之自今其縣所屬隱
 岐島司ノ所管トス此旨管内
 告示セラルルヘシ
 右訓令ス

明治三十八年二月十五日

内務大臣子爵野芳川顯正



島根縣知事松永武吉殿

六六

真摺 親展